

多世代共生型施設整備事業及び公園整備事業

基本計画

令和2年4月

桑名市

社会福祉法人桑名市社会福祉協議会

大和リース株式会社三重支店

目 次

第1 事業の目的と概要	1
1 事業の目的	1
2 事業の概要	1
(1) 既存事業の民営化.....	3
(2) 本施設の整備及び管理運営.....	3
(3) 事業実施体制.....	3
(4) 事業スケジュール.....	5
第2 事業予定地	6
1 敷地の概況	6
(1) 事業予定地の位置.....	6
(2) 事業予定地の経緯.....	6
(3) 事業予定地の現況.....	7
2 周辺地域の課題.....	8
(1) 市街地の形成.....	8
(2) 人口減少、少子高齢化.....	8
3 敷地造成計画	9
4 敷地利用計画	9
第3 福祉ヴィレッジ整備計画	11
1 事業の基本方針.....	11
(1) 基本理念	11
(2) 基本目標	11
(3) 成果	11
2 施設計画の概要.....	12
(1) 全体	12
(2) 機能	12
(3) 重点事項	13
(4) 建築計画	14
(5) 設備計画	15
(6) 外構計画	15
(7) 個別施設計画の概要.....	15
3 運営計画の概要.....	16
(1) 養護老人ホーム.....	16
(2) 児童発達支援センター.....	16
(3) 相談支援事業所、支援センター、居宅介護.....	17
(4) 保育所	17
(5) 母子生活支援.....	17
(6) 生活介護	18
(7) B型事業所	18

第4	公園整備計画	19
1	施設整備の基本方針	19
2	施設計画の概要	20
(1)	公園緑地	20
(2)	地域交流施設	20
(3)	店舗	21

第1 事業の目的と概要

1 事業の目的

わが国では、少子高齢化や人口減少、核家族化、未婚化などに伴う世帯の小規模化、一人ひとりの価値観や生活様式の多様化など、社会環境の変化により人と人とのつながりが弱まってきています。このような中、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加し、その上、ひきこもりや子育て家庭の孤立、虐待、経済的に困窮している世帯など新たな課題が表面化してきています。

公的な福祉サービスは従来、病気の人には医療を、介護が必要な人には介護を、障がいを抱えた人には障がい者支援を、困窮している人には自立支援をとといったように、課題を抱える対象者別に縦割りの制度を設け、サービスを提供してきました。しかし、これらの縦割りのサービスは、「対象者」や「提供できるサービス内容」を明確に定めていることから、制度の対象とならない生活課題への対応や複合的な課題を抱える人や世帯への対応が困難な事態が生じています。

このような福祉ニーズの変化や課題に対応していくためには、あらゆる社会資源を有機的に繋げ、最大限に活用することが求められます。

桑名市（以下「市」という。）では、これらの変化に最適かつ効果的に対応するように、「多世代共生型施設」¹（以下「福祉ヴィレッジ」という。）を整備し、これまで高齢者、障がい者、子ども等対象者や分野ごとに提供してきた福祉サービスを一体的・包括的に提供することで、地域で誰もが支え合う地域共生社会の実現を目指します。

さらに、福祉ヴィレッジの隣に（仮称）堂ヶ峰公園（以下「公園」といい、福祉ヴィレッジと公園を総称して「本施設」という。）を整備することで、福祉ヴィレッジの関係者だけでなく、近隣住民をはじめ市内外から誰もがこの地を訪れ、交わり、賑わう、まちづくり、ひとづくりの中核拠点として、地域との交流や共生に資する機能を創ることを目的とします。

2 事業の概要

本事業は、養護老人ホーム²（桑名市清風園）、児童発達支援事業所³（桑名市療育センター、以下「支援事業所」という。）、特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所⁴（つぼみ、以下「相談支援事業所」という。）、保育所⁵（山崎乳児保育所、以下これらを個別に又は総称して「既存施設」又は「既存事業」という。）を、市が廃止すると同時に、民間が新たに

¹ 「多世代共生型施設」とは、高齢者、障がい者、子ども等に対して、通所や入所、相談等を包括的に提供する多世代交流・多機能型の福祉施設です。

² 「養護老人ホーム」は、身体的、精神的、環境的、または経済的な理由で困窮し、在宅で生活ができない高齢者が利用できる施設です。

³ 「児童発達支援事業所」は、障がいのある未就学の子どもが身近な地域で発達支援を受けられる通所施設です。

⁴ 「特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所」は、障害福祉サービス等を申請した障がい者、障がい児（0歳から18歳まで）に対して、サービス等利用計画の作成（ケアプラン）及び見直し（モニタリング）を行う障がい者（児）ケアマネジメントサービスです。

⁵ 「保育所」は、保護者が働いているなどの理由によって保育を必要とする乳幼児を預かり、保育することを目的とする通所施設です。

既存事業を開設した後、（仮称）堂ヶ峰公園予定地（以下「事業予定地」という。）において、既存事業と母子生活支援施設⁶（桑名山崎苑、以下「母子生活支援」という。）の機能に新たな機能を追加し、高齢者、障がい者、子ども等に対して、通所や入所、相談等を包括的に提供する福祉ヴィレッジを公園とともに整備し、継続的に管理運営を行います。

このうち、保育所については、定員を150名から60名として当面の間、現在地で継続し、福祉ヴィレッジに別途新たな保育所を定員90名で開設します。

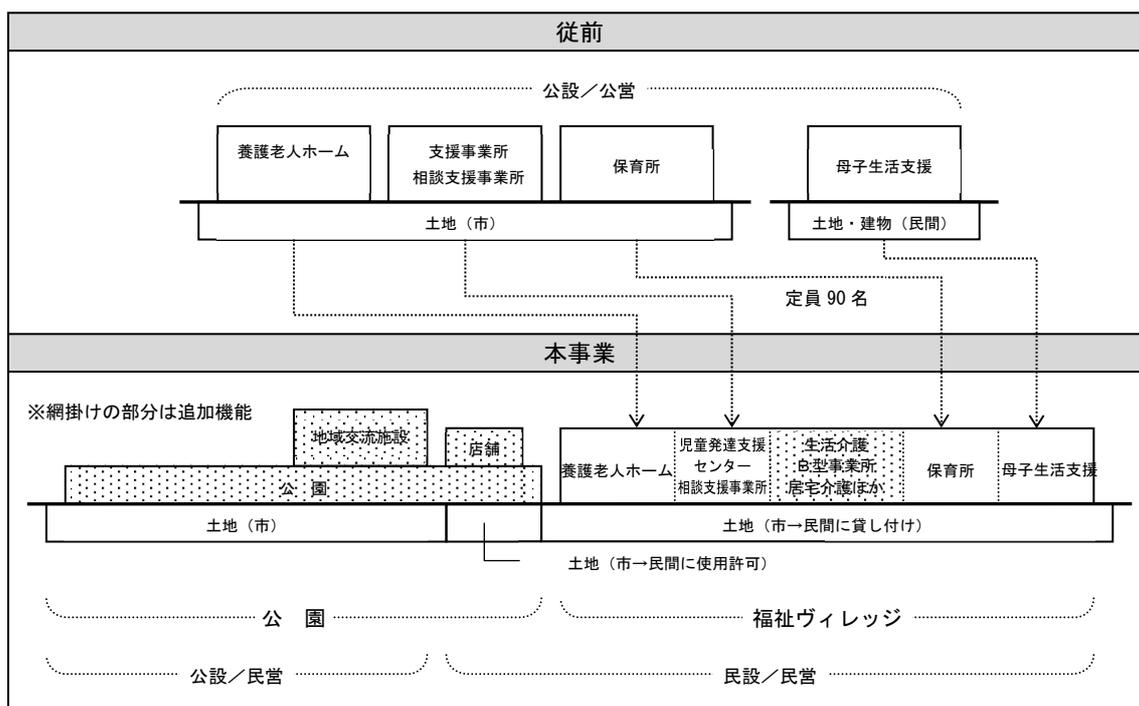


図1 本事業の概要

なお、本事業は、「まちづくり市民力の発揮」、「次世代への責任」の基本視点⁷から、「コラボ・ラボ桑名」⁸制度の活用により民間提案を募り、公民のパートナーシップにより進めてきました。さらに、施設の整備及び管理運営においては、PPP・PFI事業⁹の手法を活用し、民間の優れたアイデア、優良な投資を誘導することで、市の財政負担を軽減するとともに、公園に地域交流施設や店舗を設置するなどして、地域住民の交流促進を図ります。

⁶ 「母子生活支援施設」とは児童福祉法第38条に基づき、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童（18歳未満）を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援することを目的とする入所施設です。

⁷ 「桑名市総合計画」まちづくりの2つの基本視点。

⁸ 「コラボ・ラボ桑名」は、桑名市独自の民間提案制度です。桑名市の社会課題・地域課題の解決を目指し、民間事業者等と行政の対話により連携を進め、お互いの知恵とノウハウを結集して新たな解決方法、新たな価値を創出する公民連携ワンストップ対話窓口です。

⁹ 「PPP」はPublic Private Partnershipの略で、公共と民間が連携して公共サービスの提供を行う事業手法。「PFI」は、PPPの代表的な手法の1つ。PFIのほか、指定管理者制度、デザインビルド（DB、DBO）、リース方式（BOT、BOO）、さらに包括的民間委託、民間提案制度等もPPPに含まれています。

(1) 既存事業の民営化

市は、2021年3月31日付をもって表1に記載した既存事業を廃止するとともに、同年4月1日（以下「移管日」という。）から、社会福祉法人桑名市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が、これらの事業を引き継ぐことで民営化します。

表1 既存事業の内容

施設	名称	場所	開設年度
養護老人ホーム	桑名市清風園	桑名市大字江場 83 番地 1	1984
支援事業所	桑名市療育センター	桑名市大字江場 111 番地 1	1975
相談支援事業所	つぼみ		
保育所	山崎乳児保育所	桑名市大字江場 111 番地 5	1973

(2) 本施設の整備及び管理運営

社協は、移管日から、既存事業を管理運営（母子生活支援は、2021年度に限り市からの業務委託による運営を継続）しながら、福祉ヴィレッジを整備します。

福祉ヴィレッジは、既存事業と母子生活支援の機能に、児童発達支援センター¹⁰、生活介護事業所¹¹（以下「生活介護」という。）、就労継続支援B型事業所¹²（以下「B型事業所」という。）、居宅介護支援事業所¹³（以下「居宅介護」という。）、障害者総合相談支援センター（以下「支援センター」という。）の機能を追加します。

公園は、公園緑地のほか、地域交流スペース、集会室、公園管理事務所（以下これらの施設を合わせて「地域交流施設」という。）及び店舗で構成するものとし、市は公園緑地、地域交流施設を整備し、社協は店舗を整備します。

本施設整備後、2022年4月1日（以下「施設供用開始日」という。）から、社協は福祉ヴィレッジを30年、大和リース株式会社三重支店（以下「大和リース」という。）は公園を20年管理運営する予定です。

(3) 事業実施体制

本事業は、既存事業の移管、本施設の整備及び管理運営等、業務ごとに公民連携による事業実施体制で進めます。

¹⁰ 「児童発達支援センター」は、既存支援事業所の通所機能に、通所していない地域の障がい児やその家族への相談及び障がい児を預かる施設（保育所等）への援助・助言を行う機能を加えた地域の中核的な療育支援施設です。

¹¹ 「生活介護事業所」は常に介護を必要とする障がい者に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行う通所施設です。

¹² 「就労継続支援B型事業所」は、通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に対し、生産活動などの機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。

¹³ 「居宅介護支援事業所」は要介護者（主に65歳以上の高齢者）が心身の状況等に応じた適切な介護サービスを利用できるよう、サービスの利用計画（ケアプラン）の作成や介護サービス事業者等との連絡・調整などを行う高齢者ケアマネジメントサービスです。

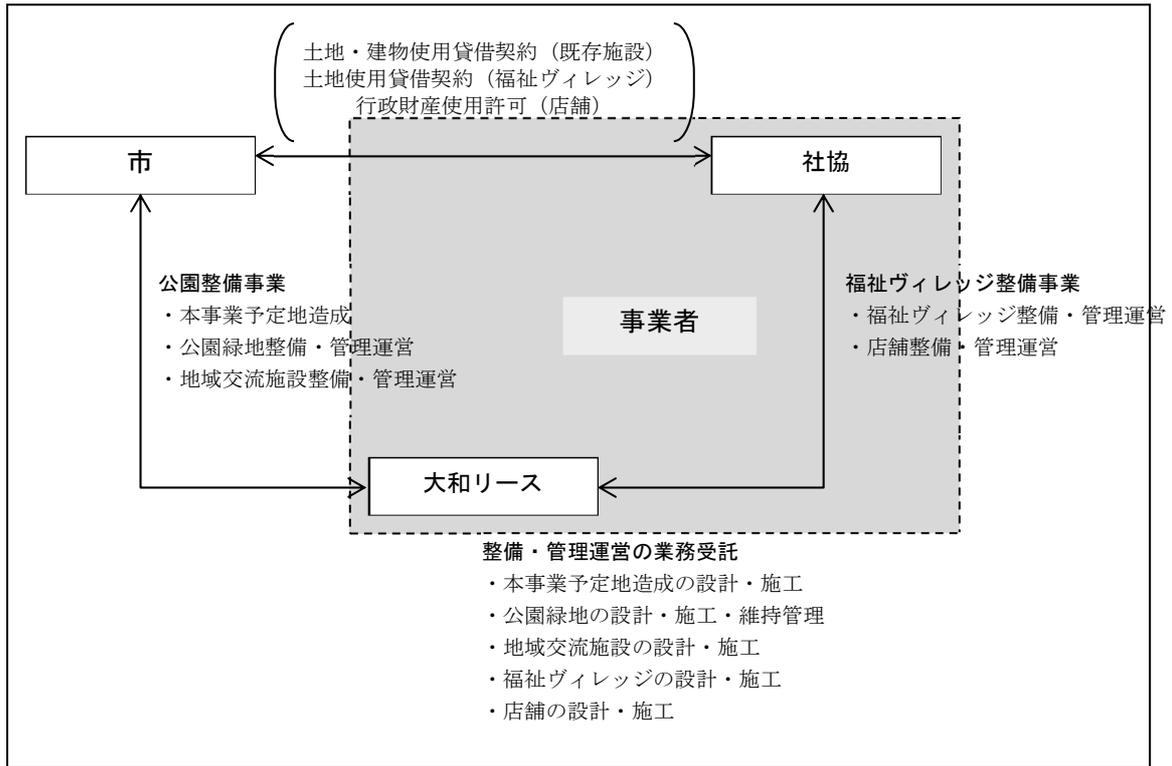


図2 本事業の事業実施体制

① 既存施設の貸付

市は、既存事業の移管に当たり、表2のとおり、移管日から施設供用開始日の前日までの間、使用貸借契約（民法第593条。以下同じ。）により既存施設の土地及び建物を社協に無償で貸し付けるものとします。

ただし、母子生活支援については、市が賃借した建物において、社協は市との業務委託契約に基づき、その管理運営を行います。

表2 既存事業移管のスキーム

既存事業の名称	所有者	締結する契約	期間
養護老人ホーム	市	土地・建物使用貸借契約	移管日～ 施設供用開始日の前日
支援事業所 (相談支援事業所を含む。)			
保育所			
母子生活支援	民間（市が土地・建物を賃借）	業務委託契約	

② 本施設の整備

市は、2020年4月から2022年3月までの間（以下「整備業務期間」という。）に事業予定地を造成した上、その一部に公園（ただし、店舗を除く。）を整備します。

社協は、事業予定地の一部に関して、市と土地使用貸借契約（ただし、店舗の敷地につ

いては行政財産使用許可。以下これらを合わせて「土地使用貸借契約等」という。)を締結(又は使用許可申請)し福祉ヴィレッジ及び店舗を整備します。

大和リースは、事業予定地の造成並びに本施設の整備に係る設計及び建設業務等を、それぞれ業務委託契約又は工事請負契約により市及び社協から受託し、又は請け負います。

③ 福祉ヴィレッジ及び公園の管理運営

供用開始日以降、社協は、市との土地使用貸借契約等に基づき福祉ヴィレッジを30年、店舗を20年管理運営し、大和リースは、市との業務委託契約等に基づき公園(店舗を除く。)を20年管理運営する予定です。

(4) 事業スケジュール

本事業の事業スケジュールは、表3のとおりです。

表3 本事業の事業スケジュール

期間名	業務内容	期 間
設計期間	敷地造成、公園、福祉ヴィレッジの設計	2020年4月～2021年3月
建設期間	敷地の造成、公園の整備、福祉ヴィレッジの建設	2021年4月～2022年3月
管理運営期間	福祉ヴィレッジの管理運営	2022年4月～2052年3月
	公園の管理運営	2022年4月～2042年3月

第2 事業予定地

1 敷地の概況

(1) 事業予定地の位置

本事業予定地は、市の西部丘陵地にある星見ヶ丘地区、松ノ木地区の住宅地に囲まれた場所に位置します。



図3 桑名市全域図



図4 本事業予定地位置図（地理院地図）

(2) 事業予定地の経緯

本事業予定地は、1994年8月に、旧桑名市土地開発公社が大阪営林局から用地を取得したものです。2017年5月の公社解散に先駆け、2015年度から2016年度にかけて市が公社から買い上げました。

本事業予定地は、住宅地の開発が進む中で、新興住宅地の住民と従来からの住民が交流を図りつつ、潤いと緑が得られる場所として、2017年度に測量、2018年度に造成工事を実施し、継続的に公園整備が行われてきました。



図5 本事業予定地周辺図（地理院地図）



図6 本事業予定地（同左）

既存山林が残っており、それを活かして公園整備ができること、周辺住宅との間に公園や

道路があり、施設の整備及び管理運営の周辺地域に与える影響が少ないこと、以前より地域住民からコミュニティの活性化に関して対策の要望があったこと、また、居住人口が集積し、本事業で設置予定の店舗に収益性が見込めることから、本事業予定地は、福祉ヴィレッジとの一体的な整備に最適であると判断し、住民説明会等を経て、本事業の事業予定地に決定しました。

(3) 事業予定地の現況

本事業予定地の現況は、下記のとおりです。

表4 本事業予定地の現況

敷地概要	
所在地（地目）	桑名市大字星川字堂ヶ峰 2239 番 1 （山林） 桑名市星見ヶ丘一丁目 101 番 1 （雑種地） 桑名市松ノ木四丁目 7 番 86 （宅地） 桑名市松ノ木四丁目 7 番 87 （宅地）
所有者及び管理者	桑名市
敷地面積	合計 19,624.66 m ² ただし、一部敷地は地積測量図と現況が合わないため、境界確定調査が必要。
隣接地区	星見ヶ丘地区、松ノ木地区
地質状況	地質調査等は、事業者が必要に応じて行うものとする。
障がい物	既存の建物・構造物及び地下埋設物は認められない。
接道状況	東側：生活道路、幅員 3.5m 西側：坂井多度環状線、幅員 15m
隣地状況	東側：道路 南側：隣地（津地方法務局桑名支局） 北側：隣地（三重県農業共済組合桑員支所、松ノ木配水・加圧所）
立地適正化計画	都市機能誘導区域 ¹⁴ 、居住誘導区域 ¹⁵
都市計画	
都市計画区域	市街化区域
用途地域	第一種低層住宅専用地域
防火地域	建築基準法第 22 条指定区域
建ぺい率・容積率	許容建ぺい率 50%、許容容積率 80%
高さ制限	絶対高さ 10m

¹⁴ 「都市機能誘導区域」とは、都市再生特別措置法第 81 条に規定されている「都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域」を指します。「都市機能増進施設」は、医療、福祉、商業その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設で都市機能の増進に著しく寄与するものと定義されています。

¹⁵ 「居住誘導区域」とは、都市再生特別措置法第 81 条に規定されている「都市の居住者の居住を誘導すべき区域」を指します。「都市機能誘導区域」に設定された区域は、原則として「居住誘導区域」となります。

2 周辺地域の課題

(1) 市街地の形成

市は、江戸時代、海上航路「七里の渡し」の渡船場を有する東海道 42 番目の宿場町として繁栄し、1895 年に関西鉄道桑名駅が設置され、駅前が新興住宅地として発展してきました。

1959 年伊勢湾台風により旧市街地を中心に甚大な被害を被ったこともあり、昭和 30 年代の終わりごろから有吉台、希望ヶ丘など、西部の丘陵地帯で新たな住宅地開発が進み、昭和 40 年代に大山田団地の造成が始まり、本事業予定地周辺の大山田地域（以下「周辺地域」という。）に名古屋市のベッドタウンとして機能する新たな住宅地が形成されました。



図7 大山田地域土地利用現況

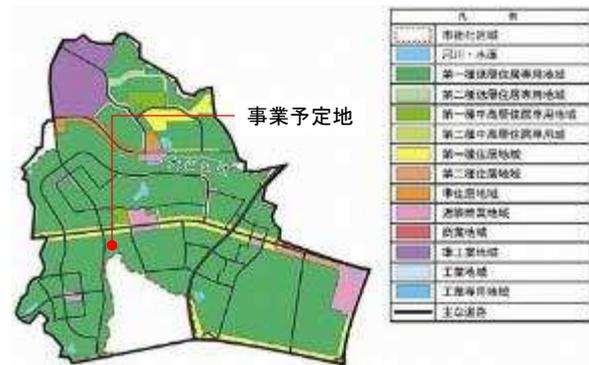


図8 大山田地域都市計画図

(出所) 桑名市「都市計画マスタープラン」に基づき作成。

(2) 人口減少、少子高齢化

周辺地域は、良好な居住環境に加え、桑名駅と大山田団地等の住宅団地を結ぶ路線バスが往復し、大山田団地と名古屋を直結する高速バス名古屋桑名高速線が運行しており、市内及び名古屋へのアクセスが非常に便利な地域として、人口が集積し、人口密度は 50 人/ha 以上になっており（市全域の人口密度は平均約 10 人/ha）、市全域に比べ高齢者比率が比較的に低くなっています。

表5 本事業予定地周辺の人口状況

項目	単位	半径 1 km まで	半径 1km 以上 3 km まで	半径 3 km 以外	桑名市全域
人口	人	15,744	38,649	85,910	140,303
地域分布		11.2%	27.5%	61.2%	100.0%
人口密度	人/ha	50	15	8	10
65 歳以上人口	人	3,314	8,474	22,802	34,590
地域分布		9.6%	24.5%	65.9%	100.0%
高齢者比率		21.0%	21.9%	26.5%	24.7%

項目	単位	半径 1 km まで	半径 1km 以上 3 km まで	半径 3 km 以外	桑名市全域
要支援・要介護者数	人	341	1,131	3,622	5,093
地域分布		6.7%	22.2%	71.1%	100.0%
対高齢者比率		10.3%	13.3%	15.9%	14.7%

(出所) 人口は 2015 年国勢調査年の国勢調査人口 (500 mメッシュ人口) による。各商圈の人口等はマップソリューション株式会社が提供する MiSol 商圈分析レポートに基づき作成。



図9 本事業予定地の等距圏 (地理院地図)

しかし、近年、周辺地域では、開発時期が早かった地域から人口減少、少子高齢化が始まっています。今後、周辺地域で急激な高齢化が進展し、2035年には高齢者比率が30%以上となることが予想されています。

それに対して、周辺地域の介護福祉サービスは、入所、在宅、住宅サービスのいずれも他地域に比べて不足しています。

3 敷地造成計画

本事業予定地は、南北に最大約 18mの高低差を有する傾斜地です。敷地造成に当たっては、既存山林を公園に活かしつつ、盛土や切土、擁壁の設置を最小限にし、敷地の現況を大きく変更せず、敷地造成費、公園整備費及び福祉ヴィレッジ整備費の低減を図ります。

また、本事業予定地及び周辺地域の雨水排水状況を踏まえ、敷地全体の雨水流出量を抑制する調整池を設置し、周辺環境への影響を抑える計画とします。

4 敷地利用計画

本施設の整備にあたっては、次の事項に留意の上、計画します。

- ・ 福祉ヴィレッジ及び公園は、施設の安全性を確保しつつ、施設・機能のつながり、地域のつながり及び社会とのつながりが生まれるよう一体的に施設づくりを行います。
- ・ 周辺環境に配慮し、周辺地域の街並みに調和した施設づくりを行い、車による敷地へのアクセスを容易なものとし、周辺道路への影響を抑えます。
- ・ 車の動線は、徒歩、自転車での利用者動線との交差を極力少なくし、安全でわかりやすい計画とします。

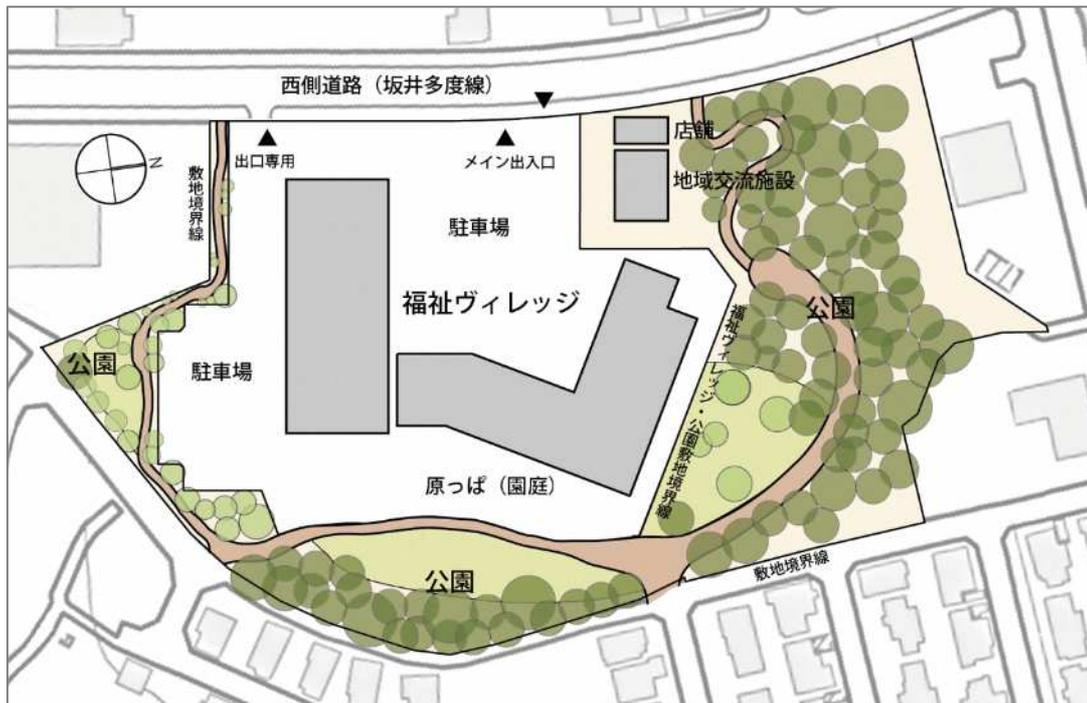


図 10 配置計画 (案)

第3 福祉ヴィレッジ整備計画

1 事業の基本方針

(1) 基本理念

- ・ 子どもから高齢者、また障がいの有無に関わらず、丸ごと誰もがつながり、支え合うことで、生きがいを持って安心して暮らすことができる地域社会をつくります。
- ・ 利用者、地域住民、ボランティア、NPO、多職種、多機関が交じり合い、共に育ち、学び合う地域社会をつくります。
- ・ 世代、国際、地域交流の拠点としての開放性、親近感を保ちながら、一人ひとりに最適な支援を追求します。
- ・ 2015年9月の国連サミットにおいて採択された、持続可能な開発目標（SDGs）の理念である「誰一人取り残さない」の実現を追求します。

(2) 基本目標

① 全世代・多機能型支援

- ・ あらゆる普段の暮らしに関する相談に対応する場
- ・ かよいの場、すまいの場
- ・ 多様な方が働き、活躍する場

② 利用者一人ひとりにあった最適な支援環境

- ・ とともに育ちあう場
- ・ 社会参加を促進する場
- ・ 家族支援を強化・充実する場

③ 共生のまちづくり

- ・ 日常的に多世代が交流する場
- ・ 多様な方との出会いから、気づき・共感する場
- ・ ボランティア活動、地域活動など、多目的に利用できる場

④ 人材の育成・研修

- ・ 多職種・多機関が連携する場
- ・ 専門職研修の中核となる場
- ・ ボランティア活動のきっかけ及び充実等を感じる場

(3) 成果

① 施設・機能がつながる（統合効果）

- ・ 利用者の利便性や安心感が向上します。
- ・ 一体的・有機的な多職種連携が実現します。
- ・ 迅速かつ継続的な総合相談支援が提供できます。

② 地域のあらゆる主体がつながる（シナジー効果）

- ・ あらゆる生活課題を「丸ごと」受け止める一体的な包括支援体制が構築できます。
- ・ 個人の尊厳が尊重され、多様性を認め合う福祉意識・人権意識が醸成されます。
- ・ 利用者一人ひとりの幸せ（Well-being for All）の最大化が促進され、それらが循環しあって地域共生社会の実現に寄与します。

③ 社会につながる（経済効果）

- ・ 子育て・介護・障がいの活動拠点を同時形成することにより、次世代の若者へ魅力ある働き場を提供します。
- ・ 地域共生社会の実現に向けた新しい福祉拠点整備のモデルとして、市内外からの誘客等地域経済への波及効果を促進します。

2 施設計画の概要

（1）全体

福祉ヴィレッジは、養護老人ホーム、児童発達支援センター、相談支援事業所、保育所、母子生活支援、生活介護、B型事業所、居宅介護、支援センターの機能に加え、社協の強みである地域福祉推進機能とも連動させることで、対象や分野を限定しないあらゆる困りごとに一体的・包括的に対応する総合相談支援の中核拠点として整備するものです。

（2）機能

① 学び ～桑名市一体での人材育成と担い手育成～

今後、福祉を含むまちづくり活動全般が、地域（まちづくり協議会、地区社会福祉協議会）主導へ移行するなか、最も重要な地域資源が活動を担う「人」です。

自分たちの地域を自分たちでよくしていくという意識や雰囲気在全市全域に醸成していくこと、かつそれを支える職員のスキル向上が求められます。

活動の担い手となる「人」の掘り起こし、育成を行うため、あらゆる角度から、全ての人に学ぶ場を提供することが必要です。

② 支える ～支える人を支える、はざまにいる人を支援する～

普段の暮らしを支えるには、専門職だけでなく、一番身近な家族のほか、NPO、ボランティアの存在が欠かせません。故に、家族、NPO、ボランティアを支える必要があります。さらに、制度のはざまにいる方や想定されていない課題に直面し支援を必要としている方への支援も、誰もが安心して暮らせる地域の実現には不可欠です。

③ つなぐ ～福祉活動の活性化、サービスの充実～

必要なヒト、モノ、カネ、情報をつなぐことで、活動をスムーズにし、活性化することができます。また、困りごとが発生した際、専門職が連携し、制度や専門性をつなぐことで、サービスの利便性、効果が向上し、ひいては新サービスの開発にもつながります。

④ 誰もが集う場 ～福祉教育、知る・触れる機会～

誰もが安心して暮らせる地域社会を実現するには、支援を必要とする当事者とその支援者以外の、いわゆる「福祉に全く関係のない」方々との接点が欠かせません。さまざまな仕掛けで福祉ヴィレッジを訪れる機会をつくることで、知ることや気付きが芽生え、将来的な福祉への理解や協力につながる福祉教育の推進を図ります。

⑤ 複合的な機能 ～相乗効果を生み出す～

世代、国籍問わず、あらゆる普段の暮らしに関する相談や、課題を解決するためのサービス提供を福祉ヴィレッジに集約、一元化することにより、公設窓口（市役所等）と並ぶ総合相談窓口として、市民に分かりやすく、利便性向上に寄与します。

また、福祉機能を持った施設（全体がバリアフリー仕様、浴室、被災者を一時的に受け入れ可能な広いスペース）は、東海・東南海地震といった市内で想定される災害発生時に、桑名市地域防災計画と連動して、同計画に定める災害ボランティアセンター等、福祉に特化した拠点としての機能を併せ持つことができます。

(3) 重点事項

① 豊かなつながり、豊かな共助づくり

- ・ 気づき、学び、理解・共感、行動、共生へのアプローチ
- ・ 多様な交流・出会いの場の創出による地域活動の広がり、充実
- ・ 我が事の意識醸成による担い手の広がり

② 身近な安心の拠点・切れ目のない包括的相談支援

- ・ 身近な圏域で丸ごと受け止める場（ランチ）整備、拡大
- ・ 地区社協、まちづくり協議会、地域住民との連携
- ・ 社協・行政の一体的な総合相談支援の充実・強化

③ 地域資源の開発

- ・ 効率化、付加価値による新たな財源の創出
- ・ 多職種連携による人材育成（創出含む）、包括的支援体制の構築
- ・ 幼少期からの日常的な全世代型福祉教育の場

(4) 建築計画

- ・ 利用者の多様な心身の状態に対応できる、誰にでも使いやすい施設。
- ・ 隣接公園を含む周辺地域の環境や景観形成に配慮する施設。
- ・ 福祉関係者に留まらず、誰もが集える開放性、親近感を保ちながらも、セキュリティに配慮した施設。

① 施設の配置計画

- ・ 各施設に求められる固有の機能を充足しながら、可能な限り施設の相互利用を図り、施設を横断した職員間の連携及び業務効率化を追求する施設。
- ・ 利用者や来訪者にとってわかりやすく、職員が働きやすい効率的なゾーニングと動線計画が工夫される施設。
- ・ 利用者のプライバシー確保に配慮した施設。

② 各施設の基本性能

- ・ 利用者の尊厳とプライバシーが確保されつつ、他の利用者や利用者の保護者、地域住民等と自然に交流できる施設。
- ・ 利用者の心身両面の快適性と安全性に配慮した施設。
- ・ 加齢、心身状況の変化、各利用者が持つ多様な課題に対して柔軟に対応することができ、それらの進行の予防、緩和に対して効果のある施設。
- ・ 多様な空間構成で、施設内で利用者が希望する環境を自ら選択できる施設。

③ 景観、環境との調和

- ・ 利用者や訪れる方に安らぎと潤いを感じさせ、周辺環境ともデザインの調和を図った施設。
- ・ SDGs（持続可能な開発目標）の達成にむけ、限りある資源を有効に利用すると同時に負荷をかけない等、環境との共生を目指す施設。
- ・ 隣接する公園、周辺住宅地に対し、排気、騒音などの影響を及ぼさないよう配慮した施設。

④ 将来対応

- ・ 地域共生社会の実現に向けた中核拠点となる福祉ヴィレッジには、社会変化への対応やサービスの進取性の確保等が求められます。30年の事業期間においては、施設性能自体に柔軟な対応が求められることを想定し、施設の内容更新を見越した施設計画とします。

⑤ 防災性・安全性への配慮

- ・ 災害時における避難誘導が迅速かつ安全にできる施設。
- ・ 施設内外からの死角を排除するとともに、防災システムと警備システムを連動させる等セキュリティ確保を徹底した施設。

(5) 設備計画

- ・ 感染症予防対策としての換気や臭気対策に十分配慮した施設。
- ・ 省エネルギーや容易なメンテナンス等により、ライフサイクルコストの低減に配慮した施設。

(6) 外構計画

- ・ 利用者の多様性から、道路からのアプローチ部分においては歩車分離を明確にするとともに、敷地内の歩道や公道へのアプローチにも利用者の多様性を考慮する等、安全性が確保された施設。
- ・ 雨天時の送迎に配慮し、また送迎車などが十分回転できるようにするため、車寄せを設置する等利用者の利便性に配慮した施設。
- ・ 雨天時、車椅子でも雨に濡れず利用できる駐車場及び駐輪場を一定数確保した施設。

(7) 個別施設計画の概要

① 養護老人ホーム

養護老人ホームは、「すまいのエリア」全体に、居室を 50 室、食堂（集会含む）、浴室、多目的ホールを各 1 室設置します。

居室は全室個室化するとともに、廊下、食堂、多目的ホール等の共用スペースを広くすることで、プライバシーの確保や入所者同士の交流を促進する等、心地良い居住空間をつくれます。

② 児童発達支援センター

児童発達支援センターは、「かよいのエリア」2階に、療育室を 4 室、理学療法室と作業療法室を各 2 室、言語療法室を 5 室のほか、多目的に利用できる部屋も設置するなど、多様な障がい児ニーズに対応可能なものとします。

③ 保育所

保育所は、「かよいのエリア」1階東側に、保育室を 3 室のほか、遊戯室、ほふく室、乳児室を各 1 室設置します。また、特徴として、風除室及び下足場所を児童発達支援センターとの共用としています。この趣旨は、本施設のコンセプトである「誰もがつながる」をハード面から体現するものとして、障がいの有無に関わらず子どもたち及びその保護者が出入口から自然な形で交わりあうことで、インクルーシブ保育（統合保育）¹⁶を追求するものです。

¹⁶ 「インクルーシブ保育」又は「統合保育」とは、障がい児と同年齢の健常児を分け隔てなく同じ空間で一緒に保育を行うことにより、共に育ちあう取り組み。健常児が幼児の頃から障がい児と一緒に遊んで生活することによって、自然に障がいに対する理解を深めていき、障がい児は健常児からさまざまな刺激を受けて成長し、社会性を身に付けるなどの効果があります。

④ 母子生活支援

母子生活支援は、「すまいのエリア」の南側に、居室を10室、学習室、集会室、子育て短期利用居室を各1室設置します。居室面積は全室1室あたり30㎡程度で、全室浴室・トイレ付の個室とすることで、居住環境の向上を図ります。さらに、DV被害者などの利用が想定されることから、セキュリティを徹底するため、独自の警備システム導入や、居室は全て防犯性の高い2階に設置するとともに、施設出入口には事務室を併設し、職員が動線確認を徹底する等、安心安全の確保に努めます。

⑤ 生活介護

生活介護は、「かよいのエリア」1階南側に、小上がりスペースを含んだ訓練室と静養室を一体で設置します。心身状態が多様な利用者が、リハビリや食事、レクリエーションを行う際、密接することがないように十分なスペースを確保しています。また、火災など災害発生時は、すぐ屋外へ避難できる動線を確保します。

3 運営計画の概要

(1) 養護老人ホーム

- ・ 入所者に対して、個人の能力に応じた活動に自ら参加できる支援を行い、自分の役割を見つけることで、生活意欲や他者への貢献意欲の向上を図ります。
- ・ 施設内の行事やクラブ活動などを、近隣住民など一般の方も参加できるよう開放し、交流を図ります。
- ・ 本施設の多様な利用者（高齢者、乳幼児、障がい者等）や近隣住民等が共に行える野菜や花作りなどの園芸活動、壁面などの共同作品作りや季節の行事などの交流活動を促進します。
- ・ 希望する入所者が本施設内でボランティア活動ができる環境を整えます。
- ・ 社協の強みである地域福祉機能と連動し、入所者の地域行事への参加や社会復帰を支援するほか、本施設に併設するB型事業所とも連動し、清掃や食事の配膳補助といった就労機会を提供します。

(2) 児童発達支援センター

- ・ 児童発達支援事業、保育所等訪問事業¹⁷を柱に、市子ども総合相談センター、市内保育所（園）、小中学校、特別支援学校及び放課後等デイサービス事業所¹⁸等の関連機関と密接に連携し、障がいのある子ども及び家族を支援します。

¹⁷ 「保育所等訪問支援」とは、障害者自立支援法、及び障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）、児童福祉法に基づく障がい児の支援事業で、主に保育所等支援対象の障がい児が通う集団活動の施設を訪問し、障がい児本人と施設職員への支援を行います。

¹⁸ 「放課後等デイサービス事業所」とは、障がいのある学齢期児童が学校の授業終了後や学校休業日に通う、療育機能及び居場所機能を兼ね備えた通所サービス。「障害児の学童保育」とも呼ばれます。

- ・ 桑名市を中心に近隣市町を含めた療育¹⁹に関わる全ての関係者の中核・情報発信拠点として、多様なニーズを受け止めることができるよう、メニューの充実を図ります。
- ・ 利用される一人ひとりと丁寧に向き合い、本人の希望が満たされるよう、「できない」でなく、「できるようにするにはどうするか」を第一に、併せて保護者の希望にも寄り添い支援します。
- ・ 本施設に併設する相談支援事業所と、その後のケアを対象とした支援センター、生活介護、B型事業所と連動することで、親子とも安心して一生涯伴走型の相談支援を可能とします。
- ・ 社協内の別拠点で展開している障害ヘルプサービスと連動することで、幼少期から親子ともに地域で暮らし続けることができるよう支援します。

(3) 相談支援事業所、支援センター、居宅介護

- ・ 障がい者本人とその家族の高齢化による課題が顕在化するなか、0歳児から成人、高齢者まで全世代、ワンストップで相談対応できる体制を整えます。
- ・ 本施設の隣接地域が今後急激な高齢化が見込まれることから、障がいの有無に関わらず、一般高齢者からも相談対応できる体制を整えます。

(4) 保育所

- ・ 障がいの有無に関わらず、子どもの「最善の利益」を実現していく共生拠点として、併設する児童発達支援センターとの一体的・相補的な事業運営を行うことにより、保健・医療・保育・福祉などの多職種による最適な保育・療育支援を実現します。
- ・ 子ども一人ひとりにあった最適な環境で保育・療育を行い、障がいの有無に関わらず、子どもたちの持っている能力を最大限に引き出していきます。豊かな自然環境の中で異年齢児が生活やあそびを共にするとともに、本施設の特色を生かし、高齢者・障がい者・住民など多様性豊かな交流を通して、他者の尊厳を尊重する人権意識の醸成や子どもたちの豊かな力を育てていきます。
- ・ 保護者が抱える子どもの成長や発達に関する不安、あらゆる心配ごとに対して保健・医療・保育・福祉などの多職種が専門的・包括的に対応し、安心して子育てできる環境をつくっていきます。
- ・ 市内保育所（園）、幼稚園、小学校、中学校等の関係機関との研修や日常的な交流を通して、各専門職・機関の「顔の見える」関係を構築し、障がい児に対する切れ目のない支援を行っていきます。

(5) 母子生活支援

- ・ 母親には、日常生活の困りごとや仕事、子育てについての相談、さらに必要な場合は各種手続時に同行するなど、一人ひとりのニーズに即して支援します。

¹⁹ 「療育」とは、発達障害や自閉症、肢体不自由などの障害を持つ子どもが社会的に自立できるよう行われる保育のことを指します。

- ・ 子どもには、学習や遊び等日常生活の援助や、行事等の集団活動等を通して成長を促します。また、本施設に併設する養護老人ホームの入所者等から勉強や遊びを教えてもらうなど、母親以外の大人と日常的に接する機会をつくることで、本施設全体で親子を温かく見守ります。
- ・ 学習や行事支援等のボランティア受入体制を整えるほか、所属する自治会の会合や行事等への参加を支援する等、社会との繋がり（交流）を促進します。
- ・ 本施設に併設する児童発達支援センターと連動し、母親の心の傷や子どもの障がいに関する相談に専門職が関わることで、迅速に適切な支援へ繋がります。

(6) 生活介護

- ・ 本施設に併設する児童発達支援センター等と連動し、継続したリハビリの機会を提供するほか、入浴、排泄介護、レクリエーション、創作的活動等様々な場面で同一体位にならない工夫を行いながら、いつまでも在宅で暮らし続けることができるよう支援します。
- ・ 隣接する公園への散歩や、ボランティア等の協力による公園での行事实施に取り組むなかで、他者との日常的に交流できるよう努めます。

(7) B型事業所

- ・ 本施設内のほか、社協が管理運営する他施設においても、障がいのある方が働くことができる場を開拓の上、一人ひとりの特性に即して就労の機会を提供します。
- ・ 社協の強みである地域福祉機能のうち、成年後見制度や日常生活自立支援事業等を通じた生活支援も必要に応じて行います。
- ・ 社協が培ってきたネットワークを活用し、社協以外での就労機会の提供や、専門家の職業指導等によるスキルアップにも取り組みます。

第4 公園整備計画

1 施設整備の基本方針

公園は、公園緑地、地域交流施設、店舗を整備し、福祉ヴィレッジと地域のつながりを創出します。

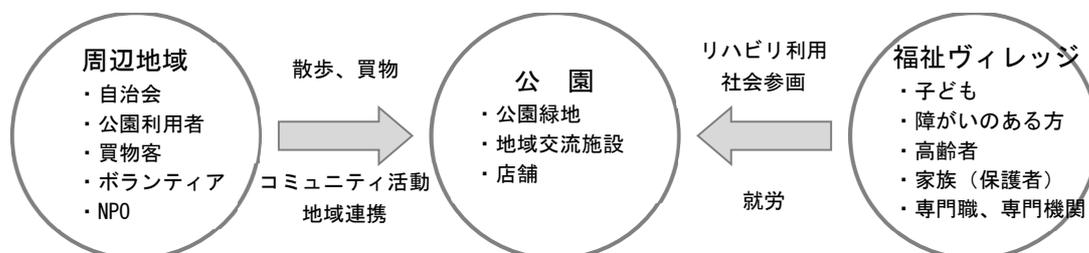


図11 施設・地域・社会が公園でつながる

また、公園は単なる「憩いの場」でなく、地域住民や福祉ヴィレッジ利用者の「集い・交流の場」として整備します。

整備に当たっては、特に下記の事項に留意します。

① 多世代交流の場

地域交流スペースを中心として、保護者、ボランティア、高齢者、障がい者、子ども、家族、住民など、さまざまな属性を持つ人々が交流を行う「多様な交流・出会いの場（空間）」をつくります。

② 地域福祉の学びの場、共生社会づくりの場

子育て、介護予防、高齢者、障がい者、子ども、家族、支援者など、福祉分野を超えて、あらゆる分野の人が日常的につながり、さまざまな生活課題や地域福祉課題の「学びの場」をつくります。

多様な学びを通じて、地域福祉を身近なもの（我が事）として考え、個人の尊厳の尊重と多様性を認め合う福祉意識の醸成により、共生社会の実現を目指します。

③ 社会参加、生涯活躍の場

地域の障がい者、高齢者が地域交流スペースや公園の清掃管理を行うなど、社会参加や活躍の場をつくります。

④ 地域連携の拠点

専門職とボランティアやNPO、地縁組織が公園でつながり、包括的な支援ができるネットワークづくりを行います。

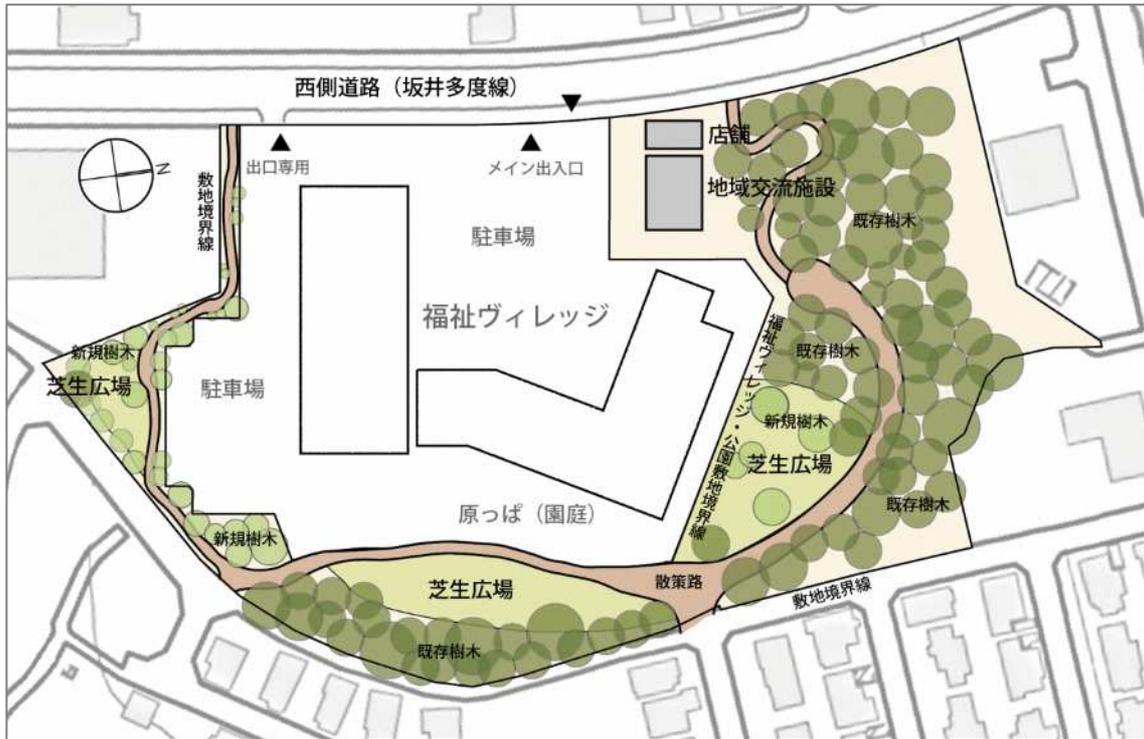


図 12 公園配置計画 (案)

2 施設計画の概要

(1) 公園緑地

「桑名市緑の基本計画」に基づき、芝生広場、植栽、散策路の整備を行います。

地域住民や施設利用者が集う芝生広場を整備します。既存樹に包まれ身近な自然を感じられる計画とします。

植栽は、既存山林及び現状の地形を活かしつつ、枯損木を撤去し、間伐、剪定、下草払いを行い、適正な密度の林を形成し、身近に感じられる景観をつくります。

また、敷地を回遊できる散策路を設置しますが、散策路に街灯を設置するなど、夜間の防犯対策に配慮した計画とします。

(2) 地域交流施設

福祉ヴィレッジの利用者、その家族はもちろん、周辺地域の誰もがいつでも気軽に訪れる場所として、公園を核として地域に開かれた、地域交流施設を設置します。

地域交流施設は、1階に地域交流スペース、公園管理事務所、トイレ等、2階に集会室を配置します。

① 地域交流スペース

地域交流スペースは、地域の方が気軽に訪れることができる場所として、公園や店舗に近接して設置します。椅子やテーブル、調理設備（システムキッチン、電磁調理器等）を設置し、近所の方の語らい、ボランティアや地域団体の打ち合わせ、地域住民を対象にした講座、

サークルの活動場所など、2階の集会室とともに、多様なコミュニティ活動に対応できるようにします。

室内の緑化と自然音を流すことにより、話しやすく快適に利用できる環境を構築するとともに、地域コミュニティ育成の場となるように努めるものとします。



図 13 地域交流スペースのイメージ

② 集会室

集会室は、周辺地域に集会施設が不足していることから、地域住民が利用可能な設備とします。

(3) 店舗

社協は、市内外から誰もがこの地を訪れ、賑わい及び交流の創出等を目的に、市から敷地の使用許可を受け、店舗を設置し、管理運営します。

店舗は、来店者が福祉を身近に感じ、つながる拠点として、また、地域交流スペースと連携しやすいように、地域交流施設に近接して設置し、開放感のあるデザインとします。